

第六号の二書式（第二十条の三関係）（A4）（平19国交令66・追加、平20国交令89・令元国交令1・令2国交令98・一部改正）

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

知事殿

年 月 日

（ ） 建築士事務所 （ ） 知事登録第

所在地

電話 番

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

